

## 課税状況別の自己負担額表

階層区分	対象世帯	自己負担額	
		1人目	2人目以降
A階層	生活保護世帯など	0円	0円
B階層	市民税非課税世帯	1,100円	110円
C階層	市民税課税(均等割のみ)	2,250円	230円
D階層	市民税課税(所得割有り)		
	所得割の年額	0円 ~ 3,000円	2,900円 290円
	D2	3,001円 ~ 5,800円	3,450円 350円
	D3	5,801円 ~ 8,700円	3,800円 380円
	D4	8,701円 ~ 13,000円	4,250円 430円
	D5	13,001円 ~ 17,400円	4,700円 470円
	D6	17,401円 ~ 22,400円	5,500円 550円
	D7	22,401円 ~ 28,200円	6,250円 630円
	D8	28,201円 ~ 58,400円	8,100円 810円
	D9	58,401円 ~ 75,000円	9,350円 940円
	D10	75,001円 ~ 96,600円	11,550円 1,160円
	D11	96,601円 ~ 121,800円	13,750円 1,380円
	D12	121,801円 ~ 175,500円	17,850円 1,790円
	D13	175,501円 ~ 221,100円	22,000円 2,200円
	D14	221,101円 ~ 380,800円	26,150円 2,620円
	D15	380,801円 ~ 549,000円	40,350円 4,040円
	D16	549,001円 ~ 579,000円	42,500円 4,250円
	D17	579,001円 ~ 700,900円	51,450円 5,150円
	D18	700,901円 ~ 849,000円	61,250円 6,130円
	D19	849,001円 ~ 1,041,000円	71,900円 7,190円
D20	1,041,001円以上	全額	(★)

(★) 全額分の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円。

※原則、対象児童の父母の課税状況で算定します。

※市民税は当該年度の課税額で算定します。

※市民税の当該年度分が未確定の場合は前年度の課税額で算定します。

※一部の税額計算上の控除(住宅ローン控除等、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除)については、その適用前の課税額に割り戻して算定します。